

# 特定非営利活動法人 WE21 ジャパンひらつか 役員給与規定

## 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規定は、定款第4章の規定に基づく役員の給与について定める。
- 2 役員の給与に関する基準及び手続に関する事項は、特別の定めをした場合のほかは この規定の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規定は、定款第12条に定められた、代表運営委員に適用する。

(原則)

- 第3条 代表運営委員は、この法人を代表し、その業務を総理、執行することとし、役員給与については 運営委員会にて決定する。
- 2 副代表運営委員は、代表運営委員を補佐し、代表運営委員に事故あるときまたは代表運営委員が欠けたときは、その職務を代行することとし、役員給与については運営委員会にて決定する。
- 3 その他、当法人がやむを得ない事由があると認めたとき、運営委員会にて決定する。

## 第2章 役員給与

(給与)

- 第4条 役員給与は、月給制とする。
- 2 代表運営委員の役員給与については、下記のように定める。
- |        |    |         |
|--------|----|---------|
| 代表運営委員 | 月額 | 30,000円 |
|--------|----|---------|

(通勤交通費)

通勤交通費は、月額 5,000円を上限とする。

(給与の計算期間および支払日)

- 第6条 役員給与の計算は、当月1日から当月31日までを1計算期間とする。
- 2 役員給与は、毎月月末に支払う。ただし、休日にあたるときは、その前日に支払う。

(臨時支払い)

- 第7条 次の各号の一つに該当する場合は、前条の規定に関わらず、給与支払いの前であっても臨時に給与を支払うことがある。
- (1) 本人死亡の場合
  - (2) 任期途中で、代表運営委員を退任した場合
  - (3) その他 法人がやむを得ない事由があると認めた場合

(給与支払いの原則)

- 第8条 給与は、本人に直接支払い、受領証を受取るものとする。

付則

この付則は、平成25年9月21日から施行する。